| | | 金融検査マニュアル | 評定上 | カ・ハ・ナンス | | |
|------------------------------|-----------------------------------|--|-------------|------------|---|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 論 点 等 | 評定における着眼点 |
| | (1) 金融機関全体の経営方針等に 沿った戦略目標 の明確化 | (1) 金融機関の類型(GD、CD、EU)により必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役会において、自行の類型を明確に定めているか。 | 0 | | | |
| 及び取締役会等の役割 | | (2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。 | 0 | | 戦略目標等についてその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。 | |
| | | (3) ポジション枠(金利感応度や想定元本等に対する限度枠)、リスク・リミット(VaR等の予想 損失額の限度枠)、損失限度の設定に際しては、金融機関の経営や財務内容に重大な影響が もたらされることもあることを念頭に置き、取締役会において、例えば、リスクを最小限度に抑え ることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を挙げる ことを目標とするのか等について、金融機関におけるリスク管理の方針として、各枠の設定に 際しての基本的な考え方を明確に定めているか。 | | 経営陣によるな | | |
| | | (4) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方に基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。また、取締役会等において、定期的に(最低限各期に1回)、各部門のリスク・テイク業務の内容等を再検討し、枠を見直しているか。なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に金融機関全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。 | 0 | 制 | | |
| | (1) リスク管理のための規定の整備 | (1) 市場リスク管理のための規定は、特に、デリバティブを含む市場取引について、市場部門 (フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、 各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。 | 0 | | | |
| | (2) ポジション枠等の適切な管理 | (2) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、 適切な管理の実行について責任を負っているか。 | 0 | | | |
| | | (3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策をとっているか。なお、この期間は、2週間以上であることが望ましい。また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。 | 0 | 内部管 | ・金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。 | |
| II.適切なリスク管理態勢の確立 1.リスクの認識と評価 | 立 - | 市場関連リスク管理に当たっては、特定取引(トレーディング)部門と非特定取引(バンキング)部門の双方がカバーされる体制をとっているか。また、将来的には特定取引部門のみならず、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。なお、非特定取引部門の信用リスク・市場リスクを含めた統合的な管理体制となっていない場合は、非特定取引部門の市場関連リスク管理体制については、当面、後段2.(1)「市場リスクの管理」に特段の定めがない限りにおいては、後段2.(2)「ALM管理」によっているか。 | 0 | 理 | 大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評定を 行う際には、いわゆる「統合リスク管理」の観点を織り込む必 要があるか。 | |

| | | 金融検査マニュアル | 評定上 | ガバナンス | = | -T |
|--------|-----------------------------------|---|-------------|------------|--|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 論点等 | 評定における着眼点 |
| | | 「対する管 (1)[GD、CD]顧客サイドでのリスク管理が十分でない場合には、顧客が多額の損失を被り、それが基で金融機関が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部署において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。 | | | | |
| | (2) デリバティブ商品の開発 | (2) 「GO、CD] デリバティブ商品は、顧客とのトラブル、訴訟等金融機関にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、リスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、リスク管理の専門家による法的、技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。 | Δ | 経営陣による統制 | | |
| | (3) 顧客への販売 | ③[GD、CD]デリバティブ商品は、その商品のリスクを十分に管理できる能力及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなく、スペキュレーションのためにデリバティブ商品を購入しようとしている場合には、特に慎重に対応しているか。 | Δ | | | |
| | (4) 顧客に対する商品内容等の説 明及び顧客の意思確認 | (4)(GD、CD)デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等(最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。)も入れ、具体的に解り易い形で解説した書面を交付し説明しているか。 顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。 | Δ | 内 | | |
| | (5) 取引内容の顧客への報告 | (5)[GD、CD]販売後、顧客の要請があれば、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの時価情報等を提供しているか。 時価情報については、その時価が何を表しているのか(ヘッジ・コストを勘案したものである か等)を明確にしているか。 時価情報等の顧客への提供にあたっては、市場部門から独立したリスク管理部門(又は事 務部門)において行うなど、顧客に正確な情報が提供されるような方策をとっているか。 | Δ | 7. 部管理 | | |
| ②業績の管理 | 損益状況等の分析及び不適切 な取扱いのチェック | 決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っていないか。また、リスク管理部門において、収益部門が過大な収益を挙げている場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規定の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないか否かについて確認しているか。 リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量との関係で査閲することも行っているか。 | 0 | | | |
| ③時価評価 | (1) 規定の整備 | (1) 会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更に際しても制定の際に準じた手続き等をとっているか。 ① 時価を算定する部署の管理者の権限と義務 ② 規定の遵守義務及び変更手続 ③ 時価の算定方法に係る基本的考え方 ・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定・時価の算定方法(時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定) ・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査の実行 ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法 | 0 | 経営陣による統制 | ・上場取引とOTC取引の時価の算定方法の違いが明記されているかどうか、留意すべきか。 | |
| | (2) 特定取引及び非特定取引実施 部署と時価算定部署の分離 | (2) 時価算定の方法の公正性を確保する観点から、特定取引及び非特定取引を行う部署と時価算定を担当する部署が異なっているか。 | 0 | | ・金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき 点は何か。 | |

| | | 金融検査マニュアル | | ががナンス 上の位置 | 論 点 等 | 評定における着眼点 |
|-----------------|-----------------------------------|--|------|----------------|--|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | 度(案) | イカリング | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 許たにおける有帳点 |
| | (3) 時価算定の客観性の確保 | (3) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。 ① 規定等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要が生じた場合には、規定等に基づき速やかに改正しているか。 なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。 ② 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、特定取引勘定及び非特定取引勘定に係る取引を行う組織(いわゆるフロント機能を有する組織)及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織(例えば、リスク管理部門や内部監査部門等)の承認を受けているか。 また、当該要領等の適用状況についても定期的に上記組織(例えば、リスク管理部門や内部監査部門等。ただし、実際に算定を行っている部署は除く。)のチェックを受けているか。 ③ 「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)等に基づき、適正に時価が算定されているか。 ④ 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。 | 0 | | | |
| ④時価・リスク量 の把握 | (1) 正確な時価の把握 | (1) 特定取引部門のみならず、非特定取引部門を含んだ、ポジションの時価(モデル等により 算出する時価を含む)を正確に把握しているか。また、貸出金等時価把握の技術が確立してい ないものも、可能な限り把握しているか。なお、連結ベースでも把握していることが望ましい。 | 0 | 内 | ・金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき 点は何か。 ・バーゼル II を踏まえた金利リスク管理のあり方についても | |
| | (2) リスク要素の把握・計測 | (2) 例えば、金利であれば、金利全体の上昇(下降)のみならず、イールドカーブの形状の変化、商品間・市場間のスプレッドの変化によるリスクを把握しているか。 (GD、CD)オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。 | 0 | 部管理 | 留意すべきか。 | |
| | (3) 統一的な指標によるリスク量の 計測 | (3) リスク量を、各部門に共通した統一的な指標で定量的に把握しているか。統一的な指標は、全ての必要なリスク要素を把握・計測していることが望ましいが、仮に、統一的指標で十分な把握・計測を行っていないリスクが存在している場合には、これを計測する情報を補完的に用いることにより、経営上の意思決定に際しては、必要な全ての要素を勘案していることを確保しているか。 [GD]リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的、かつ、客観的で精緻な方式を採用して行っているか。 [CD、EU]統計的手法を用いたVaR法等を採用して行っていることが望ましいが、そうでない場合には、例えばBPV法等による簡易な計測方法により行っているか。 | 0 | | | |
| | (4) モデルの妥当性の検証体制及 びモデルの管理体制の確立 | (4) プライシングモデルやリスク量の計測に用いられているモデルについては、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織(例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等)において、その妥当性を検証しているか。仮に、各モデルに不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。また、各モデルの内容を、容易に改変することができないような体制・規定を整備し、定められた規定等に従って適切にモデルの管理を行っているか。なお、各モデルについては、定期的(年1回程度)に見直しすることが望ましい。 | | | | |
| | (5) リスク計測機能の有効性の検証 | (5) リスク管理部門や内部監査部門等において、金利や為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測するとともに、計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証しているか。 | | 内内 部管 査理 | | |

| | | 金融検査マニュアル | | ガバナンス | 5A - 44 | ======================================= |
|---------------------------------------|----------------------------------|---|-------------|-------------|--|---|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 論 点 等 | 評定における着眼点 |
| | (6) ストレス・テストの適切な実施 | (6) VaR法は、あくまで平常の市場環境の下で最大のリスク量を計測するものである。したがって、VaR法に加え、ストレス・テストを定期的に行っているか。また、BPV法を基本としたセンシティビティ分析を主としている場合は、最悪のシナリオによる分析を定期的に行っているか。 なお、ストレス・テストの内容については、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。 [GD、CD]市場の状況の変化や保有しているポジションの大きさ、ポートフォリオの内容等に比例して、なるべく頻繁に(例えば四半期に1回程度)ストレス・テストを行っているか。 [EU]ポートフォリオの内容等に応じ、できる限り(例えば、年1回程度)行っていることが望ましい。 | 0 | | | |
| | (7) ポジションの把握、時価評価、 リスク量の計測の頻度 | (ア)[GD、CD]特定取引勘定の主要な商品については、少なくとも日次ベースでポジションの把握、時価評価、リスク量の計測を行っているか。なお、非特定取引勘定も含めて極力頻繁に(月1回以上)、また、主要拠点の連結ベースで行っていることが望ましい。 [EU]頻繁な時価評価、リスク量の計測は必要ないが、ALMの観点から非特定取引勘定も含め最低限月1回は行っていることが望ましい。 | 0 | | | |
| ⑤ポジション枠、 リスク・リミット 及び損失限度の 管理 | | (1) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限(方針及び手続き等)を明確に定めているか。 また、当該規定においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超えてポジションを持ち続けることができない規定となっているか。 | 0 | 内部管理 | ・ポジション枠、リスク・リミット、損失限度の遵守は、市場リスク管理態勢の検証項目の中で、特に重要な項目であるので、他の項目よりもウェイトを高くすべきか。 | |
| | (2) ポジション等の権限の委譲 | (2) 担当役員、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書で行い、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定されたポジション枠等については、定期的(最低限半期に1回)に見直しを行っているか。 | 0 | | | |
| | ③ ポジション枠等の管理規程の 遵守 | ③ ポジション枠等の管理規程の適用は厳正に行っているか。また、規定又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。 リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門等へ速やかに正確な情報を伝達しているか。 | | | | |
| | (4) ポジション等の管理の実行 | (4)[GD]リスク管理部門が日中において、必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。なお、ディーラー別又はポートフォリオ別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用しているか。 (CD、EU)リスク管理部門が少なくとも日次ベースで主要商品のポジション、損失額をモニターできる体制となっているか。 | 0 | | | |
| ⑥市場流動性リ スク | (1) 市場流動性の適切な管理 | (1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握(又は報告を受け)しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。 | 0 | | ・市場流動性リスクは、市場規模と比較して大きなポジション を取っている時や、市場が混乱した時に始めて重要性を持 つ項目であるので、金融機関の規模やリスク特性によって は、評定上のウェイトは低くなる場合が多くなるか。 | |
| | の実施 | (2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引が出来ないことがある。 したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を 勘案し、必要に応じ適切に取締役会等 の承認を得た上で(緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証 を受ける)、ポジション枠を設定しているか。 また、運用商品、市場環境の変化等により定期的(最低限半期に1回)あるいは状況に応じ て随時、ポジション枠を見直しているか。 | 0 | 1陣による統制 | は、計たエグ・ノエイトは抱くなる場合が多くなるか。 | |
| | (3) 市場流動性リスクを勘案した運用 | (3) 商品毎に市場規模・厚み、流動性を勘案した運用を行っているか。 | Δ | 内 | | |
| | (4) モニタリングの実施 | (4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。 | Δ | 部 管 理 | | |

| | | 金融検査マニュアル | 評定上 | ががナンス | 論 点 等 | 証中にかける美明上 |
|-------|---|--|-------------|------------|---|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | った。 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 一点 | 評定における着眼点 |
| | (5) 報告の実施 | (5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規定に基づき正確に担当取締役(必要に応じ代表取締役及び取締役会)に報告しているか。また、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっているか。 | © | 経営陣による統制 | | |
| ⑦事務管理 | (1) 規定に従った事務処理 | (1) 為替、資金、証券取引等及びこれらの派生商品取引については、各取引の規定・マニュアルに沿った取扱いを行っているか。例えば、 ① 事務管理部門が、全ての取引を漏れなく把握しているか。(例えばシステム入力の最終確認、チケットの打刻や連続番号による確認等) ② 取引内容の入力は遅滞なく行われているか。 ③ 確認・調整段階で検出されたディーリング・チケットの誤りの修正は管理者によって承認されているか。 ④ 処理が将来行われるため未完扱いとされているディーリング・チケットは、適切に管理・記録されているか。 ⑤ 取引担当者以外の者がコンファーメーションを送受しているか。 ⑥ コンファーメーションとディーリング・チケットの照合は適切に行われているか。 ⑦ ディーリング・チケット、ディーリング・シート、コンファーメーション等の保存・保管状況は適か。 なお、市場部門及び事務管理部門の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門のチェックを受けることとし、規定に定められている保存年限(最低限1年以上)に基づいて保存しているか。 | 0 | | ・事務管理については、「市場リスク管理態勢」よりも「事務リスク」の項目で取り上げるべき項目か。 | |
| | (2) データの突合 | (2) 市場部門と事務管理部門における取引データの突合を行うとともに、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、予め定められた方法に基づき補完しているか。例えば、証券取引においては、市場部門でのディーリング・システムによるポジションと事務管理部門での証券会社及びカストディ部門等との確認後の勘定系の証券保有残高との照合を定期的(最低限月1回)に行っているか。 | 0 | | | |
| | (1) 市場取引に係る信用リスク量 の計測 | (1)[GD、CD]信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式(再構築コストとポテンシャル・エクスポージャーの合計)で行っているか。 決済リスクについても把握する体制となっているか。 [EU]信用リスク量の計測は、最低限、想定元本方式又はオリジナル・エクスポージャー方式 (想定・契約元本に商品・取引期間毎の掛目を乗ずる方式)で把握しているか。さらに、今後、海外拠点を設置しようとする場合にはカレント・エクスポージャー方式への移行を考慮しているか。 また、決済リスクについても把握する体制となっているか。 | Δ | | ・「市場リスク管理態勢」よりも「信用リスク管理態勢」の項目で取り上げるべき項目か。 | |
| | (2) ボジション、時価評価、信用リスク量のオン・オフー体管理 | (2)[GD、CD]取引先毎の個別取引状況を把握し、時価、信用リスク量をオン・オフー体で名寄せ管理し、信用リスクの管理者に対してエクスポージャーとクレジット・リミットの状況について正確、かつタイムリーな情報提供を行っていることが望ましい。 営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点(あるいは直近時点)での取引先毎のオン・オフー体での信用リスク量を正確に把握しているか。 [EU]営業店では少なくとも月次で、また、新規与信や与信の更新時には、その時点(あるいは直近時点)での取引先毎のオン・オフー体での信用リスク量を正確に把握しているか。 | Δ | | | |
| | (3) 与信の承認体制の明確化及び 与信承認機能の独立 | (3)(GD、CD)少なくとも年1回以上、取引先の信用リスクを分析しているか。また、頻繁・継続的に取引が行われている場合は、予めクレジット・リミットを設定しているか。 クレジット・リミットの設定、見直し等の管理は、市場関連部門から独立した与信審査部門で行っているか。また、設定されたクレジット・リミットは、他の与信基準との整合性を図っていることが望ましい。 (EU)取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用リスク等を十分検討しているか。 | Δ | | | |

| | | 金融検査マニュアル | | ガバナンス | | |
|-----------------------|--------------------------|---|-------------|------------|--|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 論点等 | 評定における着眼点 |
| | 整備及びクレジット・リミットの適切な管理 | (4) クレジット・リミットに接近した際の管理方針(信用リスク補完策等)やクレジット・リミットを超えた際の管理者への報告体制、権限、手続き等の規定を明確に定めているか。また、規定に従って適切にクレジット・リミットを管理しているか。また、規定に従いで理者(必要に応じて場合には、新たな信用の供与に繋がるような取引を停止し、規定に従い管理者(必要に応じて代表取締役及び取締役会)へ報告の上、クレジット・リミットの見直し等の対応方針を管理者(必要に応じて代表取締役及び取締役会)の承認を得た上で決定し、実施しているか。また、既存取引についても担保の追加徴求等のリスク軽減策を講じていることが望ましい。なお、取引先に対する信用リスク額が上限に達する前の段階に適切なアラーム・ポイントを設け、アラーム・ポイントに達した場合に、取引先と信用リスクの補完策に対する協議を開始するなどの規定を設け、クレジット・リミットを管理することも有効である。 | Δ | 内部管理 | | |
| | (5) リスク軽減措置の活用 | (5) 信用リスクの軽減のため、契約の法的有効性を確認した上で、ネッティング契約、担保徴求、保証等を活用していることが望ましい。 | Δ | • | | |
| | 内部モデルの確認検査用チェックリストを参照 | | 0 | | | |
| (2)ALM管理①A LM組織の体制 | (1) ALM委員会等の設置 | (1) ALM委員会等を、資産・負債を総合管理し、戦略目標等の策定に関わる組織として位置付け設置しているか。 | 0 | | ・ALM委員会等については、その活用状況・機能発揮実態に応じた評価を行うべきか。 | |
| | (2) ALM委員会等と関連部門との 連携 | (2) ALM委員会等において、金利・為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等を実施する関連部門での分析・取引内容を検討データとして有効に利用しているか。 また、各関連部門での重要な情報(重要な情報の定義は、規定により明確にされているか。)がALM委員会等へ報告される体制となっているか。 | Δ | | | |
| | (3) ALM委員会等への取締役の 参加 | (3) ALM委員会等には、関連部門の取締役や管理者が毎回出席し(市場環境の大幅な変動 時等は代表取締役を含む。)、検討を行っているか。 | 0 | | | |
| | (4) ALMシステムの整備 | (4) 金利改定リスク、イールドカーブリスク、ベーシスリスク等の金利リスクの主要な発生源や 為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。 | 0 | | | |
| ②金利リスクの 把握 | (1) 複数の手法を利用した多面的なリスク管理 | (1) オン・オフを統合し、異なる分析手法(ギャップ分析、シミュレーション分析等)を併用するなど、多面的な管理を行っているか。 | 0 | | ・バーゼルⅡを踏まえた金利リスク管理のあり方についても 留意すべきか。 | |
| | | (2) 金利改定期に従ったマチュリティ・ラダーを定期的に(最低限四半期に1回)に作成し、分析を行っているか。また、多面的な分析手法(例えば、シミュレーション分析や金利感応度分析等)により定期的に(最低限四半期に1回)リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。なお、定期的に(四半期に1回以上が望ましい)ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活用していることが望ましい。 | 0 | | | |
| ③為替リスクの 把握 | (1) 為替リスクの適切な把握 | (1) 保有外貨資産(円投外貨資産含む)・負債の為替リスクについて、適切な金融手法を利用するなど、自らの有するリスクに応じた適切な管理を行っているか。 | 0 | | | |
| | (2) 為替リスクの分析及びその分析結果の活用 | (2) 定期的に(最低限四半期に1回)リスクの把握を行い、ALM委員会等で活用しているか。 なお、定期的に(四半期に1回以上が望ましい)ストレス・テストを行い、ALM委員会等で活 用していることが望ましい。 | 0 | | | |

| | | 金融検査マニュアル | 評定上 | がパナンス | =_ | |
|--|-----------------|--|--------------|------------|---|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | ーの優先 度(案) | 上の位置 付け | 論点等 | 評定における着眼点 |
| ④ALMの運用 | び見直し | (1) 資産・負債の総合管理に関するポジション枠、リスク・リミットの設定は、取締役会が決定したリスク管理の基本方針に沿ったもので、かつ、自己資本や業務純益等を考慮したものとなっているか。また、ポジション枠等は、定期的(最低限半期に1回)あるいは必要に応じ随時見直しているか。 | 0 | | ポジション枠、リスク・リミットの設定等についてその内容の 明確性を検証する必要があるが、経営判断に関する事項に 過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意す べきか。 | |
| | | (2) 金利・為替・価格変動リスク等市場リスクのコントロールは、取締役会が決定したリスク管理の方針に従っているか。 | © | | | |
| | 経営戦略への活用 | (3) 取締役会における戦略目標やリスク管理方針の策定の際に、ALM委員会等での分析結果を勘案しているか。また、リスク管理部門において、取締役会が決定したリスク管理方針に沿ってリスク・コントロール等の業務運営が行われているかどうかを検証し、取締役会に報告しているか。なお、方針に沿った業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。 | 0 | | | |
| (3)特定取引関連 (特定取引(ト レーディング)勘 定設置金融機関 のみ検証) | | (1) 区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な規定等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記 II.2.(1)③(1)に加え、少なくと下記の事項について定めているか。また、当該規定等は、重要な規定として取扱い、その変更に際しても制定の際に準じた手続きをとっているか。 ① 府令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール・特定取引目的の定義 ・ 取引目的による明確な組織区分(ユニット単位による人的な区分)と独立した意思決定相限 ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限・勘定間の振替の禁止(但し、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く)・特定取引を行う部署の管理者の権限と義務 ② 特定取引を行う部署の管理者の権限と義務 ③ 規定の遵守義務及び変更手続 4 内部取引を行う場合のルールと管理の方法・内部取引を行う場合の基本方針・フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認・内部取引を行う場合の承認手続きと保存書類 ⑤ 委託取引を行う場合のルール・内部取引に関するルールの遵守状況に係る内部監査の実行 | | 経営陣による統制 | ・特定取引勘定は、銀行勘定と比較するとリスク量が極めて小さい場合もあるので、評定上、金融機関の規模・特性に応じた対応が必要か。 | |
| | | (2) 特定取引勘定に係る取引を行う組織(少なくともいわゆるフロント機能を有する組織)は、ニット(例えば、室、課、グループ等)単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。 なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合(例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など)には、必ずしもこの組織区分は求めない。 | 0 | | | |
| | (3) 帳簿の管理 | (3) 特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。 | 全 | | | |
| | | (4) 特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか(その逆も)。(ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。) | Δ | | | |
| | (5) 恣意的な勘定選択の禁止 | (5) 本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により 特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。 | 0 | | | |

| | | 金融検査マニュアル | 評定上 の優先 | がパナンス | 論 点 等 | 部ウルかは7美田上 |
|---------|-----------------|---|-------------|------------|---------------------------------------|-----------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 温···································· | 評定における着眼点 |
| | (6) 内部取引の適正性 | (6) 同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」(又は特定取引勘定に関する規定)等に沿って適正に行っているか。 | Δ | | | |
| | (7) 時価算定の客観性の確保 | (7) 特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下のものが含まれているか。 (イ) 府令で限定された取引範囲に違反していないか。(取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。) (ロ) 内部取引が時価により行われるなど、規定等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。 (ハ) 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。 (二) 意図的な損益調整が行われていないか。 | Δ | | | |
| | (8) 情報の開示 | (8) ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の点を開示しているか。 ① 特定取引勘定の枠組み(「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等) ② 時価の客観性確保手段等 ③ 特定取引勘定に係る財務情報 | Δ | - | | |
| 3.職責の分離 | 相互牽制体制の構築 | リスク管理部門は、市場部門、事務管理部門が複数のシステムで運営している場合には、ボジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、両者に齟齬が無いことを確認し(一体のシステムで運営されている場合には必要ない)、ボジション枠等の管理規程の遵守状況をモーターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には取引のモニターに必要な人員を確保しているか。 リスク管理部門では、期中損益(評価損益を含む)の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。 【GD】市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。 | © | | ・金融機関の規模・特性に応じた評定を行う上で留意すべき 点は何か。 | |
| | | (CD、EU)市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、企画部の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。 ※ 相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。 ① チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場になっていないか。 ② ペテラン・ディーラーであることから、上司(支店長や担当役員)から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。 ③ 市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。 | | 内部管理 | | |

| | | 金融検査マニュアル | 評定上 | ガバナンス | =A A** | 57.41.4 V.1.7 ********** |
|--------|-----------------------------|--|-------------|------------|--|--------------------------|
| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | の優先 度(案) | 上の位置 付け | 論点等 | 評定における着眼点 |
| 4.情報伝達 | (1) リスク管理部門の情報へのアク | ④ 全ての情報が迅速、かつ正確にリスク管理部門に伝達されているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ正確に伝達されているか。 ⑤ 独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。 ⑥ ディーラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。 ・ ・ | | | | |
| 午 旧 | セス | (1) ラスノミ 生 前 11 は 一 | 0 | | | |
| | (2) ディーリング・サポート・システム等の整備 | [2][GD]携わっている全ての主要商品について、ディーラー(又はユニット)毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 [CD]携わっている全ての主要商品について、ディーラー(又はユニット)毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 | 0 | - | ・どちらかというと、システムリスクに関係する項目であるので、市場関連リスク管理態勢の評定上のウェイトは低くなるか。 | |
| | (3) 事務処理等に対応したコンピュータシステムの整備 | (3) 携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータシステムを確保し管理しているか。 | 0 | | | |
| | (4) バックアップ体制の整備 | (4) 実効性あるコンティンジェンシープランを含むバックアップ体制を整備しているか。 | Δ | | | |
| | (5) システムの安全性確保 | (5) システムの安全性確保について、システムへ権限のない者がアクセスすることを排除するため、入室制限やパスワードによるアクセス制限等の対策を講じているか。 | 0 | | | |
| | (6) 情報のリスク管理部門への伝達 | (6) 市場部門等は、全ての情報を、迅速、かつ、正確にリスク管理部門に伝達しているか。リスク管理上、何か問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速、かつ、正確に伝達されているか。 | 0 | | | |
| | 前回当局検査指摘事項の改善状 況等 | | 0 | 管 | ・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加える べきか。 現に行われている金融検査においても必ず検証される項 目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素とし て採り上げられている。 | |